

第 7 章 計画の実現に向けて

(1) 都市づくりの取組み方針

① 本計画に沿った都市の骨格づくり

本計画は、本市の都市づくりに関する基本的な方針を定めたものです。そこで今後は、上位計画である常滑市総合計画や愛知県が定めた知多都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（知多都市計画区域マスタープラン）に即しながら、関連計画との連携、調整を図りつつ、本計画に沿って秩序ある土地利用に向けた規制・誘導を図るとともに、本市の骨格を形成する都市施設の整備を効果的かつ効率的に進めていきます。

● 土地利用に関する制度の適正な運用

本計画における土地利用の方針を実現するため、現在の区域区分を基本としながら、用途地域をはじめ適正な土地利用規制により、秩序ある土地利用の誘導を図ります。市街化調整区域においては、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律等、土地利用関係法や開発許可制度の適正な運用により、土地利用の調整を図り、無秩序な市街地の拡大を抑制します。

● 都市の骨格を形成する都市施設整備の推進

都市計画道路、都市計画公園等の未整備となっている都市計画施設については、各施設整備の優先性を検討しつつ、国、県、市が適切な役割分担のもと、効果的かつ効率的な整備を進めていきます。ただし、社会情勢や都市構造の変化に伴い、当初の整備目的等を見直すことが必要な場合には、都市計画の見直しを検討します。

● 国、県、周辺自治体との連携、協力の強化

国、県等が進める上位計画や関連計画との連携を図りつつ、相互に協力しあいながら、都市づくりを進めていきます。特に、広域的な都市機能の集積強化や空港島をはじめとする広域的な交通体系の整備等の広範な影響が見込まれるような場合には、国や県への働きかけや周辺自治体との協議、調整を図りながら、1つの市町の区域を越えた広域的な視点での都市づくりを進めていきます。

② 公民連携による都市づくりの推進

今後の都市づくりにあたっては、市民や関係団体、民間企業等と行政が、互いに力を合わせ、都市や地域の抱える問題等を効果的に解決していくことが求められます。そのためには、市民等をはじめ多様な主体との協力、連携を深めていくとともに、市民等の自発的な活動を促進していく必要があります。そこで今後は、都市づくりの目標に掲げた「ともに創り・使い、未来につなぐ都市」の実現を目指し、市民等と行政がお互いの役割をしっかりと認識した上で、協働して都市づくりを推進していくとともに、そのための体制の充実を図るものとします。

● 市民協働による都市づくりの推進

市民と行政が連携、協力しながら、都市や地域の抱える問題等を効果的に解決していく都市づくりを実践するため、広報誌やホームページ等を活用し、都市づくりに関する情報を広く、分かりやすく市民に提供し、各種計画づくりや都市づくりの実践の場への参加機会の拡充を図ります。

また、本計画における地域別構想を地域住民に広く周知・PRするとともに、自身の地域のまちづくりの必要性等について知識、理解を深めることができる機会やきっかけを提供することで、土地利用や

景観のルールづくり、生活道路や公園等の維持管理、緑化や美化活動等、身近なまちづくりに対する参加意識の啓発を図り、自発的な取り組みを促進します。

● 民間活力を活かした都市づくりの推進

道路や公園、河川等の公共空間については、多くの市民に利用されていますが、今後は公共空間を地域資源の一つと捉え、市民アイデア等を活かした活用や維持・管理により、まちのにぎわいの創出や交流を促進することが重要です。

このため、公共空間の活用や維持・管理にあたっては、民間主体の活動や取組の促進、民間の資金やノウハウの活用についても検討していきます。

(2) 本計画の管理と見直し方針

本計画は、長期的な視点から将来の本市の姿を展望しつつ、都市づくりに関する基本的な方針を定めたもので、全体構想では、概ね 10 年以内に優先的に取り組むべき施策の方針を定めています。ただし、その内容は固定的なものとするべきではなく、本市を取り巻く情勢の変化等に応じ、適切に見直されるべきものです。そこで、本計画に基づく施策、事業の進捗状況を管理し、その実施や改善を図ることができる仕組みを検討するとともに、その状況を踏まえながら、施策の方針を見直していく等、柔軟で機動的な対応を図るものとします。

● 施策、事業の見直し、改善策の検討

本計画に掲げた目標や方針に基づく施策、事業の進捗状況や取り組み実績を全庁的に確認するとともに、各部署が計画の達成状況について情報共有し、施策、事業の見直しや改善策の検討につなげていきます。

● 本計画の見直し

上位計画に大きな変更が生じた場合、また、今後の社会経済情勢の変化等に伴い新たな課題や市民ニーズへの対応が必要となった場合には、必要に応じ、本計画の見直しを行います。また、それ以外でも、施策、事業の進捗状況を踏まえ、必要に応じた見直しを行うものとします。